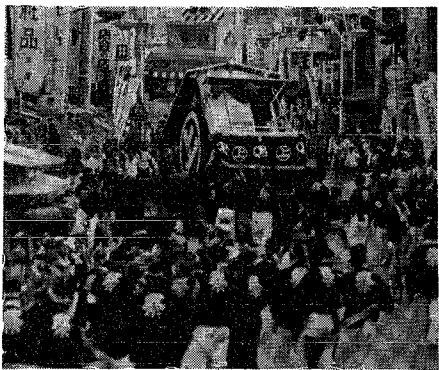


にぎやかな 小須戸まつりに



まつりの協賛会では、諏訪神社の秋まつりを次の日程で計画しておりますので、皆さんのご協力をお願いします。二十四日 前夜祭とうろう組内押し、夜、民謡踊り町内流し、二十五日 とうろう押し(掃途押し合)

民謡協会では、町内流しを盛大にするために練習会を計画しております。お誘い合せの上皆さん参加してください。今回は、とうろう五基から

農業共済事業事務費賦課金及水稻掛金計算基準表

部 落	小須戸一	小須戸二	横 川	小 向	水 田	鎌 倉	天ヶ沢一	天ヶ沢二	矢代田一	矢代田二	矢代田三	新保一	新保二	竜 玄
基準取量A	510	510	530	510	530	510	490	490	490	490	480	520	520	520
引受取量B	357	357	371	357	371	357	343	343	343	343	336	364	364	364
1キロ当り係数C	105.859	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
107ール当り掛金D	377	377	392	377	392	377	363	363	363	363	355	385	385	385

取獲時のコンバイン等に使用する軽油の免税証交付手続きは次により交付します。当日該当農家は忘れなく手続きされるようお知らせします。尚手続きされる場合事前に軽油販売店と軽油の供給が受けられるよう話し合いをしておいて下さい。

農業共済

【その一】 備えあれば憂えなし

火災共済に加入しましょう

注意していても思わぬときに見舞われる火災です。皆さんの備えは大丈夫ですか。火災共済の加入額や期間についても一度よく確かめてみてください。

一寸の不意で契約更新を忘れておたり、低額加入者に事故が多いのは皮肉な現象となっております。建物、農機具共済は万一の再建資金としてのみでなく「魔よけの神」として安心してインフレと不況に対処できる

ものとおもわれます。町では、八月と十一月を建物(農機具共済)の小口解消、大口加入月間に設定し、評価員の協力を得て増額運動を推進する計画です。新規・増額・更新等の手続きについては地区の評議員あるいは役場共済係へ連絡ください。

【その二】
基準単収掛金率が決定する

本年四月より農業共済事業が、役場事務の一部として運営されることとなり、家畜共済・建物共済の事務を進めてきましたが、連絡員の協力により農家の皆さんから提出のあった細目書に基づき、今年度の引き受けもまともになり、共済関係の内容が明らかにになりました。それに伴い共済掛金の納入を七月末日までとし、その納入方法については大部分の方が例年利用しておる預金口座振替による方法で、各農家組合長を通して

承諾書の取りまとめをし、個々の農協預金口座より七月三十一日付けで振替により納入されました。その納入結果も近日中に判明し、領収書がお手もとに届くことになっております。今年度の基準単収と賦課金及び掛金割合は次のとおりとなりました。

農業用 軽油 免税証が 交付されます

8月15日 全国戦没者追悼式

正午には黙とうを

今日15日は「終戦記念日」です。国のため尊い命をささげた戦没者の霊を慰めるため、日本武道館において全国戦没者追悼式が行なわれます。町では、当日の正午にサイレンを鳴らしますから、家庭や職場で一分間の黙とうをお願いします。

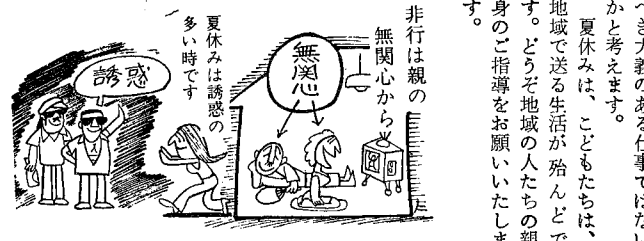
忠魂碑竣工式



諏訪神社境内の忠魂碑の改修工事が、百拾余万円の工事費で遺族会の手で行なわれ、六月二十一日に竣工式が行なわれました。

夏休み中の 良い家庭環境を

「ごらつ、そんなことをしてはいかんぞ」、「そんなあぶないことはだめだつ」などと、むかし子どもたちは近隣の大人からよく注意されたものです。しかし、近頃のごどもは、あまり戸外で遊ばないから、目に余るいたずらが無いのか、そういうことをしているのをしらないでいるのかはわかりませんが、どうもそういう注意をしてくださる方が少ないのではないかと思うのです。どうか、どうでしょうか。



七月発行の「町だより」に掲載した「ひまわり号」の事業実施についてお知らせします。この事業は長期にわたり臥床している老人及び老弱な独居老人(以下「ねたきり老人」という。)重症身障児者であつて家庭において寝具を乾燥することが困難な方々にに対し乾燥車(以下「ひまわり号」という。)を派遣し定期的な寝具の乾燥等の奉仕を行うことによつて老人等に明るく、安らかな生活を営ませることを目的としております。



【問】農業振興地域制度に関するのですが、農用地区域と用途区分されている農地を宅地に転用したいと思つていますが、農用地区域内の農地は一切転用は認められないと聞いています。本町にそうなのでしょか。

【答】農業振興地域制度は農業の健全な発展を図るため、一定の農業地域を保全するとともに農業振興を図るために作られたものですが、農用地利用計画はその根本をなすものであり、このため農用地区域内の農地については原則として一切転用が認められないこととされております。したがつて転用するためには、農用地利用計画を変更した上農地転用許可申請をすることになります。以上の手続きが終了するまで約六ヶ月を要するのを目に相談してください。(役場開発振興課)

議会だより

松尾・穴沢両議員を推せん

小須戸町議会第二回臨時会は去る七月十八日招集され、昭和五十年年度一般会計補正予算の専決を承認した後、農業委員会等に関する法律第

議会推せん農業者委員に

十二条第一号の規定による議事推せん委員の学識経験者として次の二名を推せんして閉会しました。

一、松尾 健一
二、穴沢長太郎

みなぎの相談室

【問】農業振興地域制度に関するのですが、農用地区域と用途区分されている農地を宅地に転用したいと思つていますが、農用地区域内の農地は一切転用は認められないと聞いています。本町にそうなのでしょか。